

公益財団法人湖国協会 定款

本定款において使用する法律名の略称は以下の通りである。

1. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）
2. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人湖国協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

2. この法人は、理事会の決議によって、その他の従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更、又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都内及びその近郊に所在する大学、各種学校に勉学する滋賀県出身の男女学生及び滋賀県に所縁のある日本全国並びに世界の男女学生（留学生を含む。）その他寄宿先困窮者のために学生寮（寄宿舎）「名称：湖国寮」を設置経営し、低廉な費用で広くこれを利用せしめて奨学援護その他を為し、もって社会に有用な人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 男女学生寮及び情報交換の施設の設置維持運営
- (2) 在寮男女学生（留学生を含む。）の育成指導並びに補導
- (3) 在寮男女学生（留学生を含む。）、卒寮生及び退寮生並びに東京都内・その周辺に寄宿する滋賀県出身の男女学生のための災害時その他緊急時の避難先提供並びに連絡支援
- (4) 滋賀県・日本国内都道府県並びに世界に所在する滋賀県に關係する団体（滋賀県人会各支部等）からの男女学生（留学生を含む。）の入寮受入並びに奨学援護
- (5) 他県等からの依頼又は寄宿先困窮学生のための入寮受入支援
- (6) その他公益目的を達成するため必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の種類・基本財産等)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び特定資産並びに運用財産の3種類とする。

2. 基本財産は、次に掲げるもの（次の各号）をもって構成する。

- (1) 一般法第172条第2項に規定するこの法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産は、この法人の基本財産（以下「基本財産」という。）とする。
- (2) その他、理事会で、基本財産として編入することを決議した財産。
- (3) 公益法人への移行日以後に基本財産として寄付された財産。

3. この法人の公益法人への移行時の基本財産は、公益財団法人への移行時の別表1で、基本財産及び前項第2号の基本財産として特定し、基本財産の部に記載された財産とする。
4. 特定資産は、基本財産以外で、理事会、評議員会の決議により用途を第3条（目的）及び第4条（事業）に従った特定の目的に制約した財産とする。
5. 運用財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。
6. 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとする。なお、寄附者が用途を指定した財産については、その指定に従う。この場合、公益目的事業と公益目的事業以外の割合を具体的に示すものとする。

（基本財産の維持及び処分）

第6条 この法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めなければならない。

2. 第5条第2項の基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、予め理事会及び評議員の特別決議（決議について特別の利害関係を有する理事及び評議員を除く理事及び評議員の3分の2以上の多数をもって行う決議）による承認の議決によるのでなければ、処分し又は担保に供し、若しくは基本財産から除外してはならない。
3. 基本財産のうち現金は理事会の議決によって有価証券、定額貯金、定期預金、信託財産などの確実な資産として保管し、決して散逸又は減損させてはならない。

（特定資産の維持及び処分）

第7条 この法人は、特定資産について適正な維持及び管理に努めなければならない。

2. 第5条第4項の特定資産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、予め理事会及び評議員の特別決議（決議について特別の利害関係を有する理事及び評議員を除く理事及び評議員の3分の2以上の多数をもって行う決議）による承認の議決によるのでなければ、処分し又は担保に供し、若しくは特定資産から除外してはならない。

（財産の管理・運用）

第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事会の決議に基づき、理事長及び常務理事（財務担当執行理事）が行う。

（事業遂行費用）

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、基本財産及び特定資産から生ずる果実等及び運用財産をもって支弁する。

（会計原則等）

第10条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2. この法人の会計に関する必要な事項は、理事会で決議により別に定める。

（事業年度）

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画書及び収支予算書）

第12条 この法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。事業計画書及び収支予算書を変更する場合も同様とする。この場合において、「毎事業年度開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の基本財産に関わる処分又は担保に供する事由の発生する事業年度の事業計画書及びこれに伴う収支予算書については、事前に第6条の手続きを経た場合でない限り、次年度の事業計画書及びこれに伴う収支予算書の内容とすることはできない。
3. 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出するものとし、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、以下の各号の書類を毎事業年度終了後、3ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の決議を経て、定時評議員会に報告し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 収支予算書で定める場合及び第15条(長期借入金並びに重要な財産の処分)で規定する場合を除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、予め理事会の決議を経て、評議員会の承認決議を受けなければならない。

3. この法人の決算に、借入債務・奨学資金・室使用料・給食費・管理費等の改善に努めたうえでなお剰余金があるときは、第5条第2項第2号の理事会の承認を経てその一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

4. 第1項の計算書類等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出するものとする。

5. この法人は、第1項の定時評議員会の終結後、直ちに法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(計算書類等の保存及び備置き)

第14条 この法人は、定款及び前条の書類のほか、次の書類を主たる事務所と湖国寮に文書管理規程及び会計規程に従い必要な期間保存及び備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事、監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事、監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金又は多額の借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第15条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の特別決議(決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行う決議)による承認を得るものとする。

2. この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経るものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第16条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第14条第4号の書類に記載するものとする。

第4章 機関

第1節 機関の設置

(機関の設置)

第17条 この法人には、理事、理事会、評議員、評議員会及び監事を置く。

2. この法人と理事、評議員及び監事との関係は、委任に関する規定に従う。

(報酬等)

第18条 理事、監事及び評議員は無報酬とする。但し、常勤の理事、常勤の監事及び特別な職務を執行した非

常勤の理事、非常勤の監事、評議員にはその対価として報酬を支給することができる。この場合、支給する報酬は、評議員会において別に定める総額の範囲内で報酬等の支給基準に従って算定した額とする。

2. 理事及び監事並びに評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。

(登記及び届出)

第19条 理事、監事及び評議員に異動(重任の場合を含む。)があったときは、就任承諾書を整えたうえで、2週間以内に登記し、登記事項証明書等(次の書類)を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(1) 登記事項証明書

(2) 氏名、生年月日及び住所を記載した書類

(3) 認定法第6条第1号イから二(欠格事由)までのいずれにも該当しないことを説明した書類等

第2節 評議員

(評議員の設置)

第20条 この法人には、評議員3名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第21条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2. 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次の事項の定めに基づいて選任された外部委員3名の合計6名で構成する。

3. 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において、選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去5年以内に使用人となった者も含む。)

4. 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5. 評議員選定委員会に評議員を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6. 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7. 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。補欠の評議員の任期は、任期満了前に退任した評議員の任期の満了する時までとする。

8. 前項の場合に、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定

の評議員の氏名

(3) 同一評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき、2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9. 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで、その効力を有する。

(評議員の資格要件)

第22条 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

2. 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、現在の評議員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の任期)

第23条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の職務及び権限)

第24条 評議員は、評議員会を構成し、第26条に規定する事項の決議に参画するほか、法令及びこの定款で定めるその他の権限を行使する。

第3節 評議員会

(評議員会の構成)

第25条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第26条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事、監事及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (3) 常勤の理事及び監事の報酬額の決定
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業計画書及び予算書の承認
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 公益目的取得財産額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(評議員会の種類及び開催)

第27条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2. 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

3. 臨時評議員会は、必要がある場合において、随時開催することができる

(評議員会の招集)

第28条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は常務理事が評議員会を招集する。

3. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

4. 評議員会を招集するには、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項

5. 理事長は、評議員会の日の1週間前（計算書類及び事業報告等の議決を行う場合にあっては2週間前）までに、各評議員に対して書面で前項各号に掲げる事項を示して、招集の通知を発しなければならない。

6. 前項の規定にもかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第29条 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

(評議員会の決議)

第30条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

2. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第32条及び第46条に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を選任することとする。

3. 第1項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行う決議）による承認を経るものとする。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する費用等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(7) その他法令で定められた事項

4. 前3項の決議について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第31条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、評議員会で選出された議事録署名人2人以上がこれに記名押印する。

第4節 理事

(理事の設置)

第32条 この法人には、理事5名以上10名以内を置く。

2. 理事のうち理事長1名、副理事長1名、常務理事1名以上とする。常務理事のうち1名を財務担当執行理事とすることができる。

(1) 理事長及び副理事長をもって一般法上の代表理事とする。

(2) 常務理事（財務担当執行理事を含む。）をもって、一般法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(3) 理事は、寮長並びに事務局長を兼ねることができる。

(理事の選任)

第33条 理事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第34条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務執行の決定等に参画し、その職務を執行する。

2. 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を統括し執行する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時及び不在時はその職務を代行する。

4. 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5. 理事長、副理事長、常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(理事の任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

2. 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、退任した理事の任期の満了する時までとする。

3. 理事は、第32条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の解任)

第36条 理事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の特別決議（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行う決議）によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(理事の取引の制限)

第37条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得るものとする。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除及び限定)

第38条 この法人は、一般法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第5節 理事会

(理事会の構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第40条 理事会は、法令及びこの定款の定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び常務理事（財務担当執行理事を含む。）の選任及び解任
2. 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める内部管理体制の整備
 - (6) 理事又は監事の損害賠償責任の一部免除

(理事会の種類及び開催)

第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2. 通常理事会は、事業年度毎に原則として、4箇月を超える間隔で年間2回以上する。
3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求のあった日から2週間以内に理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が自ら理事会を招集したとき。
 - (4) 第49条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

- 第42条 理事会は、理事長が招集する。但し、前条第3項第3号により、理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段による場合において監事が理事会を招集する場合を除く。
2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は常務理事が理事会を招集する。
 3. 前条第3項第3号による場合は、理事が招集する。前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
 4. 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、請求のあった日から2週間以内に理事会の日の開催日を通知しなければならない。
 5. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、書面で前項各号に掲げる事項を示して、招集の通知を発しなければならない。
 6. 前項の規定にもかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第43条 理事会の議長は、理事長とする。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるとき若しくは不在となるときは、副理事長又は常務理事が理事会の議長を代行する。

(理事会の開催定足数と決議)

- 第44条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。
2. 理事会の決議は、定款に規定するものを除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

3. 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。
4. 前3項の決議について、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会の議事録）

第45条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長、その他の理事及び監事はこれに記名押印する。

第6節 監事

（監事の設置）

第46条 この法人には、監事1名以上3名以内を置く。

（監事の選任）

第47条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 監事は、この法人の理事及び評議員又は使用人を兼ねることができない。

（監事の任期）

第48条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

2. 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。
3. 監事は、第46条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

（監事の職務及び権限）

第49条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- （1）理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- （2）監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告を監査すること。
- （3）評議員会及び理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べること。
- （4）理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- （5）前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。また、その請求のあった日から2週間以内に理事会の招集の通知が発せられないときは、自ら理事会を招集すること。
- （6）理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- （7）理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがあるときは、その理事に対し、その行為を止めることを請求すること。
- （8）その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（監事の選任に関する議案）

第50条 理事長は、監事の選任に関する議案を監事の同意を得て、評議員会に提出する。

2. 監事は、理事長に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること、又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(監事の解任)

第51条 監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の特別決議（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行う決議）によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第5章 顧問及び名誉顧問

(顧問及び名誉顧問)

第52条 この法人に任意の機関として顧問及び名誉顧問を置くことができる。

2. 顧問及び名誉顧問の選任及び解任は、理事会において議決する。
3. 顧問は、この法人が運営する学生寮（寄宿舍）「名称：湖国寮」の卒寮者並びに出身者のうちから、理事会において任期を定めたいうで、選任する。
4. 名誉顧問は、有識者等からこの法人の設立・運営の趣旨に賛同する団体の長又は個人を、理事会において任期を定めたいうで、選任する。
5. 顧問及び名誉顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
6. 顧問及び名誉顧問は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 委員会

(委員会)

第53条 この法人の事業を推進するため、理事会はその決議により、次の委員会を設置することができる。

- (1) 広報募集・入寮者選考委員会
 - (2) その他理事会が必要と認めた委員会
2. 前項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
 3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第7章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局の組織は、寮長、事務局長及び所要の職員で構成し、理事長が理事会の承認を得て任免する。
3. 理事は、寮長並びに事務局長を兼ねることができる。
4. 事務局の構成員は、理事長が理事会の承認を得て有給とすることができる。
5. その他事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別途定める。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、理事会の決議を経て、評議員会の特別決議（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行う決議）によって変更することができる

2. 前項の規程は、この定款の第3条、第4条及び第21条についても適用する。
3. 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁

の認定を受けるものとする。

4. 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出るものとする。

(合併等)

第56条 この法人は、理事会の決議を経て、評議員会の特別決議（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行う決議）により他の一般法上の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2. 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出るものとする。

(解散)

第57条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他一般法第202条に規定する事由及びその他の法令で定めた事由により解散する。

(公益認定取り消し等に伴う公益目的取得財産残額の贈与)

第58条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体又は認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第59条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体又は認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 公告

(公告方法)

第60条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

1. この定款は、整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行った時は、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表1 基本財産

財産種別	場所・数量		
定期預金	5, 500, 000 円		
土地	東京都武蔵野市西久保二丁目	118-2	700.68 m ²
		118-7	213.84 m ²
		119-3	54.45 m ²
		119-1	94.80 m ²
		119-6	65.30 m ²
		小計(a)	1,129.07 m ²
	110-10	68 m ²	
	(110-14, 113-5, 113-8, 118-15 合筆)		
	118-4(118-17 合筆)	42 m ²	
	118-11(118-12, 118-14 合筆)	41 m ²	
	小計(b)	151 m ²	

小計(a)は、100%所有権保有

小計(b)は、持分比率 2912/15304 の滋賀県との共有。

(記載面積は、当法人の持ち分)

以上は、当法人の現行定款に相違ありません。

滋賀県大津市朝日が丘一丁目14番6号

公益財団法人湖国協会

代表理事 山中 隆太郎